

3-3 就業規則の記載事項



就業規則は、労働条件及び労働者が就業上遵守すべき規律を定めた事業場規則の総称であり、名称の如何は問わない。平成 10 年の改正で別規定の制定が制限なく認められるところとなったため、就業規則本則のほか賃金規定、退職金規定、安全衛生規定等の別規則の作成は自由である。

労働基準法第 89 条は、就業規則に記載すべき事項を定めている。(同条 1-10 号) 同条は記載事項を、絶対的の必要記載事項と相対的の必要記載事項に分けている。(上記図表の記載事項参照)

必要記載事項を欠いた就業規則は、労働基準法に違反する。

ただし、一部を欠く場合であっても、他の効力発生要件を備えている限りは、記載された範囲でその就業規則の効力は肯定される。(昭 25. 2. 20 基収第 276 号)

なお、就業規則には、必要記載事項のほか、事業場の任意記載事項として「就業規則制定の目的、適用対象区分、基本理念等」を記載する例が多い。